

令和 6 年 第 1 5 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 6 年 8 月 8 日（木）午後 1 時 3 0 分

場 所：教育委員会室

教育長	蓮 沼 千 秋
教育長職務代理者	平 井 俊 一
委員	天 野 安喜子
委員	森 本 勝 也
委員	井 戸 道 代

事務局	教育推進課長	飯 田 常 雄
	学務課長	田 森 健 志
	教育指導課長	佐 藤 嘉 弘
	学校施設課長	丸 山 由 紀
	教育研究所長	百 々 和 世
	統括指導主事	関 直 也

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	中 尾 隆
	同 主査	樽 川 翔 平

蓮沼教育長	開会時刻 午後１時３０分 ただいまから、令和６年第１５回教育委員会定例会を開催いたします。 それでは、日程第１、署名委員を決定します。平井委員と森本委員にお願いいたします。 続いて、日程第２、議案の審議にまいります。第２６号議案、善養寺影向のマツ保存指導委員の委嘱についてを議題とします。 事務局から説明をお願いします。
飯田教育推進課長	それでは、ご説明させていただきます。資料をご覧ください。 善養寺影向のマツ保存指導委員の委嘱についてでございます。善養寺影向のマツは、平成２３年に国の天然記念物に指定をされました。そのため、江戸川区が管理団体として平成２４年以降、善養寺影向のマツ保存指導委員を委嘱し、専門的な指導助言に基づく保存管理を行ってきたところであります。 令和６年９月６日をもって３年の任期が終了するため、改めて保存指導員の委嘱をさせていただきたいということで、議題として上げさせていただきました。 記書きにございますように、職名は、善養寺影向のマツ保存指導委員。職務といたしましては、マツの保存及び管理に関する指導・助言でございます。委員の方は３名、こちらに名前がございますが、それぞれ今現在も保存指導委員としてご助言をいただいている先生方に、引き続き次期もお願いをさせていただきたいというものであります。それぞれ括弧書きにございますように、大学の教授、助教、また文化庁、また樹木医等ですね、樹木の専門家の皆様にご意見をいただいております。次回の任期は、令和６年９月７日からの３年間でございます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
教 育 長	ただいまの件に関しまして、何か質問、意見等あれば、お願いいたします。
平 井 委 員	３名様とも再任ということでございました。「マツの保存及び管理に関する適切な助言及び指導」とありますけれども、これまでにどんな助言、ご指導いただいたのか、もし分かりましたら教えていただければと思います。
教育推進課長	おおむね９月と３月、年に２回、指導委員の皆様にお集まりいただいて、

	マツの育成の状況、またその間のデータですね、地下水位のデータであったりとか、写真等々の情報を見ていただきまして、現場のマツも見ていただい てご助言をいただいております。マツにつきましては、比較的乾いた土 壌を好むというのでしょうか、あまり水が多いと逆に元気がなくなるよう な形になりまして、ただ、善養寺の下には水脈が実はありまして、雨が降っ たりすると、すぐ地下水位が上がって来たりする。その水位の上昇の状況と マツの元気の良さというところを見ていただいた上で、水位の管理であつた りとか、芽の伸長状況によって剪定をしたほうがいいのか、そのまま、樹形 をちょっと見られますけれども、そのまま伸ばしたほうがいいのか、そうい ったご助言をいただいております。過去には、地下の水分を管理するた めに細い竹をたくさん差し込んで、そこから水気を抜くというような形の技 法も試したことがございますが、それによって土壌の水分が適切に管理さ れ、元気が出てきたというところもありました。ただ、いずれにしても、 この影響のマツにつきましては、樹齢600年以上の大変長寿のマツでござ いまして、例えば今年の夏に対策をしてきたことが秋に効果が出るかとい うと、そうではないらしく、10年前、20年前やったことが今、効果があら われているというようなこともあるそうでございますので、長い目で見なが ら、また随時、専門家の皆様のご意見もいただきながら管理をしていくこ とでございます。 以上です。
平井委員	ありがとうございます。 私は、比較的、毎日のように横の河川敷の道を通りますので、なかなか土 手があって見えにくいですが、大変立派なマツだなというところを感 じましたので、今後ともよろしく願いできればと思います。
教育長	教育委員の皆さん、ご覧になったことありますか。
森本委員	あります、私。
井戸委員	私は地元です。
天野委員	あれ、見たことあるかしら。今度、意識的に見に行つてこようかなと。
教育推進課長	今度、ご案内しましょうか。

教 育 長	文化財だからね。ちょっと教育委員の皆さんにも見ていただいてね。 あれ、日本３大マツとか、そうなっているのだけ。
教育推進課長	３大ではなくて、２大といいますか、東の横綱と西の横綱ということで。 西の横綱はもう枯れてしまって。四国の。
教 育 長	議員さんのほうから、このマツのところに舞台を作って、松山さんの能とかそんなアイデアも出ていたりしてね。また、江戸川をアピールするいいチャンスになりますね。 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	ほかになれば、第２６号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり、決定いたします。 続いて、第２７号議案、子ども夢の商店街開催に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
佐藤教育指導課長	次のページをご覧くださいまして、申請書がございます。今回初めての申請でございまして、内容としましては市川の千葉商科大が主催するイベントと似たような内容でございます。今回は、子ども夢の商店街実行委員会から、令和６年１０月５日（土）、６日（日）の２日間にわたり、江東区亀戸の商業施設、カメイドクロックにおいて実施する子ども夢の商店街の後援名義の使用申請がございました。子ども夢の商店街とは、子どもたちが働くことの面白さと難しさを学ぶことができるキャリア教育イベントでございます。参加する子どもたちは家庭で準備したお店であるお店屋さんを開業するか、警察官や銀行員等、運営に携わるお仕事に就くかを選ぶことができ、その対価としておむすび通貨を手に入れることができます。おむすび通貨は、会場の子どものお友達のお店屋さんで使えるだけでなく、地域の提携店で買い物をする事ができ、通貨を手にする過程で働く意欲を育み、働く面白さと苦勞を学ん

	でもらうことが、本イベントの目的とのことでございます。このイベントにつきまして、後援名義の申請が出されるのは、先ほど申し上げたとおり初めてございますが、子どもたちにお金と経済の仕組みに触れてもらうことや、様々な体験をすることで、生きる力を養うことができるなど、事業内容が教育に寄与するものであり、かつ、公益性のあるものでございます。 会場が江東区であり、江戸川区で実施した実績はございませんが、6月に同イベントを同会場で実施した際は、2日間で保護者を含む参加者が約4,100名、そのうち約900名の方からアンケートをとったところ、約40%の方が江戸川区在住とのことでございました。実際に、区内の小学校の児童が参加していることから、区内全域に及ぶ規模のイベントとなっております。以上のとおり、事業内容の性質、これまでの経緯から後援名義の使用を承認していただきたいと考えているところでございます。 本件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
教 育 長	ただいまの件に関しまして、ご意見等あれば、お願いいたします。
森 本 委 員	この会場、亀戸は江東区ですかね、江東区教育委員会さんの後援状況はどんな感じなんですか。
教育指導課長	聞いたところによりますと、江東区と墨田区の後援は得ていると。それと、文部科学省、環境省というところでございます。ただし、東京都の後援はもらっていないようです。
教 育 長	森本委員、よろしいですか。
森 本 委 員	はい。
教 育 長	ほか、いかがでしょうか。
平 井 委 員	まず、すみません、申請者の所在地等、担当者の連絡先等々、黒塗りさせているのは、こちらのほうで承知ということでよろしいでしょうか。
教育指導課長	こちらで黒塗りいたしました。
平 井 委 員	ありがとうございます。

	2 ページ目の添付書類というところで、①②③とあるんですけれども、「主催者の存在、基礎を明らかにできる書類」というのが、ちょっとどれに該当するのかちょっと分からなかったんですけれども、あと3番の「役員その他事業関係者の住所、身分等を明らかにできる書類」というのをちょっとここからでは該当するものが分からなかったんですけれども、こちらはいかがでしょうか。
教育指導課長	添付資料の中に、名簿は一番最後のページに実行委員の名簿がございますけれども、住所、身分はこちらで所属がありますので、身分は出されるのと、その前のページに主催者の存在、基礎を明らかにできる書類というので、この子どもの夢の商店街実行委員会会則の中に一番下に事務局の住所と連絡先が書いてございます。こちらに該当するのかなというふうに考えているんですけれども、その他事業関係者の住所がちょっと確認するものが、今、この添付資料の中にはない状況です。
教 育 長	事務局のところで長久手市とか書いてあるね。ここなんですかね。今ちょっとまた調べてということで、あとで分かればお願いします。
平 井 委 員	続いて、すみません。開設実績の一覧見ますと、2023年7月までの、この直近の1年間のほうはちょっと多くないですけども、ほぼほぼ全国的なところで開催されているようで、カメイドクロックまたは道路を挟んだ商業施設、反対側の商業施設だと思うんですけれども、この長久手ですので、小牧とか愛知県のほうの元々の団体かなと思うんですけれども、この所属とあります中京大学とか愛知学院大学、学生さんではなくて教授の方ということでもよろしいんですかね。職員の方。ちょっとその辺、ここからは読み取れなかったという。
教育推進課長	ちょっと私の手元の資料で、その職名まではちょっと書いていないので。ちょっとすみません。学生ではないと思うんですけれども。
教 育 長	また、じゃあ、あとで確認して、回答してください。
天 野 委 員	事業目的の中に「稼いだおむすび通貨を地域の中小事業者からなる提携店で使ったり」ということの一文があるんですけれども、江戸川区でこの提携店がどのくらいあるのかなという、江戸川区外で事業があつて、戻って江戸

教育指導課長	川区で使えるのがあればいいんですけど、全部その江東区でしか使えなかったとなると、もったいないななんて思うところではあるんですけども。 こちら、江戸川区内の店では使用できません。江東区内のカフェやケーキ店、ケーキ屋さんで使うことができます。
平井委員	QRコードか何か取って、提携店というのが載っていたんですけども、江戸川区で松江の本屋さんが載っていたような気がするんですけども、それしかないの、そういうことであれば、もうちょっと提携店を増やしていただければなという思いはあったんですけども。
教育指導課長	今の段階では、私の手持ちの資料では、江戸川区内のお店は使用できないということで、江東区内ですというようなお話なんですけれども。
教育長	今後、できればね、そういう形で参加するという、積極的にこちらを応援するというのであれば、ぜひ、江戸川区も関連してもらえればね。
平井委員	非常に、このイベントとしては大変子どもたちに参考になるいいものかなというところは感じてはおります。収入の部のところ、予算のところを見ますと、お店屋さんの出店料とビザの登録料ということで数字が出て、180と770というところで数字が出ているんですけども、その前のページに出ている参加者数、出店者とかって、この辺も通じて一致はしてなく、これは何か特別な計算方法によって収入としての算定をされているのかなという、何か分かりますか。
教育指導課長	単価はお店屋さんの出店料の700円、ビザの登録料が300円。これは前のページと同一かと思えますけれども、参加予想者数といいたしましょうか、そのこのところにちょっと齟齬があります。お店屋さんの出店者は、予想としては160名、参加者が300名。参加者、オシゴトが240名参加。買い物300名となって、これで540名。ボランティアで80名なので、620名。全部合わせて780名という、これ計画ですけども、収入のところ、少し数量に齟齬があります。これ、ちょっと確認できていないんですけども、数字はこのとおりだと思います。
教育長	算出基礎は確認しておいてください。

井戸委員	ほか、いかがでしょうか。 2022年度、2023年などの一覧が載っていたんですけども、その中で2回やっているところとかあるんですけども、2回目のほうが増えている、この数字を見ますと、参加者数が増えているということはやっぱり一回行って面白かったからもう一回行こうということなのかなというふうに思ったわけですけども、買うだけではなく売る、また場内の整理もしたり、警察とか、そういうというのはとてもいい勉強になるなど、とてもいい催し物だなと思います。
教 育 長	ありがとうございます。 リピーターが出てきているということ。 よろしいでしょうか。ほかございますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	なければ、第27号議案、原案のとおり決定いたします。 次に、第28号議案、令和7年度小・中学校特別支援学級における教科用図書の採択についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
教育指導課長	次のページに移りまして、江戸川区立学校教科用図書採択要綱がございます。こちらの7ページ目を開いていただきますと「特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条の規定による一般図書(絵本等)の採択に関する細目」とございます。昨年度も、こちら小学校の教科書採択の際に確認していただいたところなんですけれども、その年に採択される教科書、基本同じものを特別支援学級でも使うという原則がございまして、ただし、学習の状況によりましては、当該学年より下の教科書を使ってもいい。または、障害の種類・程度、能力・特性に応じまして、文部科学省が特別支援学校用に作成した図書や一般に販売されている一般図書を使用することが可能となっております。昨年度、審議していただいた小学校に関しましては、同じ学年の同じ教科書を使用するというご確認いただいたかと思うんですけども、今年度、中学校の採択をお願いしているところですが、来年度、令和7年度の中学校の特別支援学級の子どもたちも同様に、同学年と同じ教科書を使いますと、ざっくり申し上げます、そのような内容でございます。 少し説明させていただきます。

	小・中学校ともに、知的障害特別支援学級においては、繰り返しになりますけれども、通常の学級と同様に、文部科学省の検定を通った当該学年教科書を使用することを原則としてございます。しかし、児童・生徒の障害の種類、あるいは程度、さらには能力や特性に応じて、実際の学年よりも下の学年の教科書を使用する場合もございます。また、文部科学省や特別支援学校用に文部科学省が特別支援学校用に作成した図書、通称、星本と言われていますけれども、星のマークがついてはいますが、一覧表に記載されていますけれどもや、一般に販売されている一般図書を使用する場合は、校長の申請に基づきまして、教育委員会が決定することができると示されてございます。お手元の資料は、知的障害特別支援学級の設置されている学校長からの申請内容をまとめた形でございます。今回は、全ての学校が通常の学級と同じ教科書を使う。検定本のみで申請をしてきてございます。ご覧いただきますと、各学校の部分検定となつてございまして、発行者名には出版社が示されてございます。中学校で設置している特別支援学級につきましては、部分検定となつてございまして、発行者名につきましては空欄のままでございます。まだ採択されてございませんので。これは中学校の教科書についてこれから採択をするという意味でございまして。この発行者名につきましては、現在空欄でございしますが、中学校教科書が採択された後に、そこに自動的に同等の発行者名が示されることとなります。 以上が、各学校からの申請のとおりでよろしいかというところをご審議いただければと思います。よろしくお願いいたします。
教 育 長	ただいまの件、いかがでしょうか。
平 井 委 員	小学校、中学校でも実際、特別支援学級での授業というのは、どのような頻度で、実際の教科書に触っている、実際のものを使っているのかとか、そういうのは学校によって違ったり、クラスによって違ったりするのでしょうか。
教育指導課長	基本的にこの教科書を使うんですけれども、職務代理ご懸念のとおり、中にはやっぱりついていけない子もおりますので、その子に対しては個別に、その子に応じた課題を与えますけれども、基本的に同学年の教科書は使っていると思います。
教 育 長	準じたところはですね。ずっとこれは踏襲している部分なのでとは思いま

	すけれども。 よろしいでしょうか。ほかございますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	なければ、第２８号議案、原案のとおり決定いたします。 続いて、日程第３、教育関係事務報告にまいります。いじめ電話相談（令和６年７月分）について、事務局から説明をお願いします。
百々教育研究所 長	令和６年７月分いじめ電話相談につきましてご報告させていただきます。 ７月は５件ございました。男子でいきますと、小学校３年生、小学校５年生、中学１年生、高校１年生で計４件ございました。女子でいきますと、中学２年生で１件ございました。相談の内訳としますが、暴力に関することが３件、お金に関することが１件、無視に関することが１件、言葉による暴力が２件、持ち物をいたずらされたことが２件、その他が２件の計１１件となっております。架電者としては、母親が２件、父親が１件、本人が２件の計５件となっております。 以上です。
教 育 長	この件に関しまして、何か質問、意見等ありますでしょうか。
天 野 委 員	架電者が本人２件というのは、学齢別・男女別件数のどこに当てはまるか教えていただければ。
教育研究所長	まず、本人につきましては高校生の１件が本人です。もう１件が中学１年生の男子生徒でございます。 以上でございます。
教 育 長	いかがでしょうか。
平 井 委 員	ここの相談の内訳、主訴のその他というのを分かる範囲で教えていただければと思います。
教育研究所長	その他につきましては、少々お待ちください。 少しお時間いただいてもよろしいでしょうか。

教 育 長	どうぞ。 ほかに何かあれば。
森 本 委 員	5件と聞いたとき、多いなと思ったんですけども、何か時期的にはそういう要因とかというのはあるんでしょうか。
教育研究所長	先ほどの件も含めまして、お答えさせていただきます。 時期的なものはございません。本当にその月その月で変動いたしますので、決まった時期はありません。 先ほどのその他の件につきましては、先生がその指導の中でちょっと納得いかないというところが2件ございました。 以上でございます。
教 育 長	先生の指導に納得がいかない。
教育研究所長	そうです。
教 育 長	よろしいでしょうか。 ほかございますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	なければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、令和6年第15回教育委員会定例会を終了します。 閉会時刻 午後1時55分